表二十七ＨＡＬ大阪デジタル専門課程ロボット開発学科の項を削る。

表二十八愛甲学院専門学校文化・教養専門課程法律学科の項の次に次のように加える。

神戸医療福祉専門学校三田校医療専門課程義肢装具士科４年制	平成二十四年三月一日
神戸医療福祉専門学校三田校医療専門課程作業療法士科	平成二十四年三月一日

表二十二島根リハビリテーション学院医療専門課程作業療法学科の項の前に次のように加える。

山陰中央専門大学校工業専門課程自動車整備学科１級自動車整備士コース	平成二十三年四月一日

表二十二専門学校島根自動車工学専門大学校工業専門課程自動車整備学科１級コースの項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十三岡山医療福祉専門学校看護・保健専門課程（統合カリキュラム）保健看護学科の項の次に次のように加える。

岡山科学技術専門学校工業専門課程一級自動車工学科	平成二十四年三月一日

表二十四小井手学園広島ファッションビジネス専門学校家政専門課程プロフェッショナル科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

小井手ファッションビューティ専門学校家政専門課程プロフェッショナル科	平成二十三年四月一日

表二十四広島医療保健専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

広島芸術専門学校文化・教養専門課程デザイン科	平成二十六年三月一日
広島芸術専門学校文化・教養専門課程美術工芸科	平成二十六年三月一日

表三十六専門学校穴吹コンピュータカレッジ工業専門課程高度情報学科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専門学校穴吹コンピュータカレッジ工業専門課程大学併修高度情報学科	平成二十三年四月一日

表三十七愛媛大原簿記公務員専門学校商業実務関係専門課程税理士科（四年制）の項を削る。

表三十七愛媛電子ビジネス専門学校工業関係専門課程高度情報技術科（４年制）の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

大原簿記公務員専門学校愛媛校商業実務関係専門課程税理士科（４年制）	平成二十四年三月一日
河原医療大学校医療専門課程看護学科	平成二十三年四月一日
河原医療大学校医療専門課程作業療法学科	平成二十三年四月一日
河原医療大学校医療専門課程理学療法学科	平成二十三年四月一日
河原医療専門学校工業関係専門課程高度情報技術科（４年制）	平成二十三年四月一日

表三十七専修学校愛媛医療専門大学校医療専門課程看護学科の項、専修学校愛媛医療専門大学校医療専門課程作業療法学科の項及び専修学校愛媛医療専門大学校医療専門課程理学療法学科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十九専門学校麻生工科自動車大学校工業専門課程１級自動車整備科の項の次に次のように加える。

専門学校北九州自動車大学校工業専門課程一級自動車整備科	平成二十四年三月一日

表三十九第一医療リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項の次に次のように加える。

福岡医健専門学校医療専門課程作業療法科	平成二十四年三月一日
福岡医健専門学校医療専門課程理学療法科（昼間部）	平成二十四年三月一日

表四十二湖東カレッジ教育芸術専門学校教育社会福祉専門課程人間福祉学科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専修学校熊本ＹＭＣＡ学院社会福祉専門課程社会福祉学科	平成二十四年三月一日
専門学校湖東カレッジ唐人町校教育社会福祉専門課程人間福祉学科	平成二十三年四月一日

表四十六沖縄情報経理専門学校那覇校商業実務専門課程経営情報科の項の次に次のように加える。

尚学院国際ビジネスアカデミー教育・社会福祉専門課程こども未来本科（４年制）	平成二十七年三月一日

表四十六専修学校国際電子ビジネス専門学校工業専門課程情報スペシャリスト科（４年制）の項の次に次のように加える。

専修学校大育情報ビジネス専門学校商業専門課程経営経理学科	平成二十三年四月一日

表四十六大育情報ビジネス専門学校商業専門課程情報経営学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第二百四十六号

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）第七条第二項の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百三十九号（生産動態調査票の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十二日

経済産業大臣　枝野　幸男